○中国地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十一号	広島市安芸区矢野西一丁目五四二五番一から同市安芸区矢野西二丁目一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

○四国地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	西条市丹原町明穂乙一八三番二から同市丹原町寺尾甲三〇番一まで	四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年九月三十日

○四国地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東かがわ市伊座字池繁三一五番一から同市小砂四七〇番一まで	前	A	九・七四～四五・〇三メートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E	八・六六一キロメートル	
	後	A	九・七四～四五・〇三メートル	
		B・C・D・E・F	二六・八〇～一七四・〇三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○北海道開発局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美唄市字チャシュナイ七一九番二地内	前		四二・〇〇～四七・五一メートル	
	後		四〇・五一～四二・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
赤平市本町一丁目二番一から同市茂尻中央町北一丁目三番一まで	前	A	一七・四〇～四七・二八メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一七・〇〇～一四・五〇〇キロメートル	
		C	一七・四〇～四七・二八メートル	
	後	A	一七・〇〇～一四・五〇〇キロメートル	
		B	三・〇〇～八四三メートル	
		C	一七・〇〇～一四・五〇〇キロメートル	
			三・六九五～八四三メートル	
			〇・九七三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
札幌市南区定山渓温泉東一丁目二三番一から同市南区定山渓国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署一〇五六林班い3小班まで	前		二四・九四～四〇・八八メートル	
	後		二八・八六～五三・二二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス二〇一番一から同町字頓別四一六七番三まで	前		三九・四一～四一・〇三メートル	
	後		五一・九一～五三・五三キロメートル	
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別三二五一番から同町字頓別三二四八番一まで	前		二五・〇八～三四・四三メートル	
	後		三七・五八～四六・九三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道中川郡美深町字玉川二八五地先から同町字玉川二八五まで	前		二五・六七～二九・五〇メートル	
	後		二五・六七～四四・九三キロメートル	
北海道中川郡音威子府村字音威子府一九四一番一地内	前		四一・五二～四三・八四メートル	
	後		四一・五二～五一・四七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部